

分担金等の改定について（水道施設課）

【分担金】

分担金とは、水道を利用するために新たに給水装置を設置したり、既存のメーターを増径したりする際に、水道施設の維持管理費用の一部を負担していただく費用である。新旧の水道利用者の負担を公平にするため、水道の利用開始にあたって納付していただいている。

【分担金改定の経緯】

給水装置の新設、改造に伴い発生する分担金については、令和6年度から収益的収入としたことにより料金回収率の不足分を補うための貴重な原資となっているところではあるが、将来的には人口動向、宅地開発面積の減少等に伴い減少することが想定されている。

水道料金の改定によって料金回収率は改善される見込みであるが、分担金が営業収益の重要な費目であることに変わりはなく、営業収益における一定程度の割合を維持していくことが、令和6年度に策定した新座市水道施設再配置基本計画を含めた、水道施設の更新等に係る財源を確保するためにも必要不可欠であると考えられる。以上のことから、水道料金の改定時期に合わせ、令和8年4月1日からの改定を行うこととした。

【分担金改定の水準】

分担金の改定後の水準については、近隣市の状況を勘案し、高水準の他市と同額に設定するものとし、分担金収入の試算を行ったところ、水道料金の改定率を抑制することができると思われることから、下記の表のとおり改正するものとする。

（税抜、単位：円）

メーター口径	分担金		
	現行	改定案	改定額
13 mm	120,000	163,000	43,000
20 mm	210,000	350,000	140,000
25 mm	420,000	738,000	318,000
30 mm	720,000	1,213,000	493,000
40 mm	1,460,000	2,213,000	753,000
50 mm	2,910,000	3,938,000	1,028,000
75 mm	8,240,000	9,100,000	860,000
100 mm	16,200,000	20,250,000	4,050,000
150 mm以上	水道メーターの断面積及び流量等を基礎として市長が別に定める。		—

※令和6年度実績の件数で改定額を試算すると、約1億2千万円の増額

【裏面に続く】

【近隣市の分担金の状況】

(税抜、単位：円)

メーター口径	分担金（加入金）		
	A市	B市	C市
13 mm	163,000	135,000	100,000
20 mm	350,000	280,000	150,000
25 mm	738,000	560,000	200,000
30 mm	1,213,000	950,000	—
40 mm	2,213,000	1,800,000	1,000,000
50 mm	3,938,000	3,100,000	2,000,000
75 mm	9,100,000	8,300,000	4,000,000
100 mm	20,250,000	15,300,000	8,000,000
150 mm	—	19,100,000	16,000,000

【2年以上新座市に居住した者への特例措置の改定について】

現在、2年以上新座市に居住した者が自ら使用するためにメーターを設置する場合、メーター口径13mmの場合は80,000円、メーター口径20mmの場合は120,000円と特例措置を行っているが、本制度を分担金の料金改定に合わせて改定したいと考える。

メーター口径	2年以上新座市に居住した者への特例措置		
	現行	改定案※	改定額
13 mm	80,000	81,500	1,500
20 mm	120,000	175,000	55,000

※分担金改定案額の半額